

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年9月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500351号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600057号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和52年10月から昭和53年7月までの標準報酬月額については、16万円を18万円とする。

昭和52年10月から昭和53年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年10月1日から昭和53年8月1日まで

A社B支店に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、厚生年金保険の記録では16万円となっているが、厚生年金基金の記録では18万円となっているので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社B支店に係るオンライン記録によると、請求期間の標準報酬月額は16万円と記録されているが、請求期間当時同社が加入していたD厚生年金基金から提出された請求者に係る「異動記録マスタ」によると、請求者の請求期間に係る標準給与月額は18万円と記録されている。

また、D厚生年金基金は、「請求期間当時、社会保険事務所(当時)及び当基金への届出は各事業所がそれぞれ個別に行っていたが、届出様式は4枚複写式であり、各事業所は、社会保険事務所及び当基金に対し、同じ内容の届出書を提出していたものと考えられる。」旨回答している。

さらに、C社の社会保険事務担当者は、「社会保険事務所及びD厚生年金基金への届出について、複写式の届出書を切り離して個々に作成していたとは考えられず、届出書を作成した後に切り離してそれぞれに提出していたものと考えられる。」旨

回答している。

加えて、前述のD厚生年金基金から提出された請求者に係る「異動記録マスタ」によると、請求者のC社に係る標準給与月額、請求期間を除きオンライン記録における厚生年金保険の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を18万円とする厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対して提出したものと認められる。

なお、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、D厚生年金基金から提出された「異動記録マスタ」の記録から、18万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600214号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600019号

第1 結論

昭和55年10月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月から昭和61年3月まで

私は、会社を退職した後の昭和55年10月に、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間当時、同居していた義母の分と一緒に一人あたり月額8,000円から9,000円の国民年金保険料をB婦人部の集金人に納付していたが、国の記録では国民年金の未加入期間とされている。請求期間の保険料を納付したことに間違いは無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、請求期間当時、請求者と同居していた義母の分と一緒にB婦人部の集金人に納付したと主張しているところ、その義母に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、組合名の欄に「C」の記載があることから、請求期間当時、請求者が居住していた地域に請求者が主張する保険料の納付組織が存在したことがうかがえる上、義母に係る同市の被保険者名簿及びオンライン記録によれば、請求期間の保険料が納付済みとされていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間当時、厚生年金保険被保険者の配偶者であったことから、国民年金の任意加入対象者であったところ、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請求期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、月額8,000円から9,000

円であったと主張しているが、当該金額は請求期間当時の保険料額と大きく相違している。

さらに、A市は、「請求期間当時の書類は保存期限経過により廃棄済みのため、国民年金保険料に係る納付組織の名称、納付組織の加入者名簿、請求期間当時の国民年金保険料の納付方式等は不明である。」旨回答していることから、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料をB婦人部に納付したとする状況等を確認することができない。

加えて、請求期間は66か月に及び、これだけの長期間にわたって行政機関が記録管理を続けて誤るとは考え難い。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600211号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年3月10日から同年4月1日まで

私が所持するA事業所の職員採用履歴書によると、平成3年11月1日から平成4年3月31日までの期間に、同事業所において期限付き臨時職員として勤務した旨の記載があるが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年3月10日となっているので、喪失年月日を同年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が所持するA事業所に係る職員採用履歴書の「期間」の欄に「平成3.11.1～平成4.3.31」と記載されていることから、請求期間において、同事業所に継続して勤務していたと主張しているところ、同事業所から提出された平成3年11月1日付けの人事異動通知書によると、「任用期間は平成3年11月1日から平成4年2月29日までとする」との記載があり、平成4年3月1日付けの人事異動通知書には、「任用期間を平成4年3月31日まで更新する」との記載が確認できる。

しかしながら、A事業所及び請求者が請求期間当時同事業所において社会保険業務を担当していたとして名前を挙げた元事務長は、職員採用履歴書及び人事異動通知書に記載されている期間は採用時に発令された任用期間であるとしている上、当該元事務長は、「任用期間の途中で退職しても、職員採用履歴書に退職年月日が記載されるわけではなく、人事異動通知書の任用期間が修正されるわけでもない。」としていることから、職員採用履歴書及び人事異動通知書に記載されている期間は、

必ずしも実際に勤務していた期間を示すものではなかったことがうかがえる。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求者のA事業所における離職年月日は平成4年3月9日であり、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合している。

さらに、オンライン記録によると、A事業所の請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届は、請求者の健康保険被保険者証が添付されて届出され、当該資格喪失に係る入力処理は平成4年3月23日に行われていることが確認できる上、同事業所は、「健康保険被保険者証は、職員が退職するときに返却してもらうことになっている。」旨回答していることから、請求者は、同年3月23日以前に退職したものと考えるのが自然である。

加えて、A事業所は、請求者の退職年月日を確認できないとしている上、請求者が名前を挙げた同僚は、請求者が同事業所に勤務していたことは覚えているものの、請求期間に係る勤務実態を特定するまでの証言は得られなかった。

また、A事業所は、請求者に係る請求期間当時の資料は保存期限経過のため廃棄済みであり、厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている上、元事務長は、「雇用保険の記録が正しいと思うので、請求期間に係る厚生年金保険料は控除していないと思う。」としている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。